

運転免許自主返納者と高齢者の外出を支援します

「運転免許の全てを自主返納した方」と「70歳以上の方」が安心して外出できるよう、バス回数券またはタクシー乗車券1万円分の交付や、運転経歴証明書の発行手数料とバス定期券購入への補助を行います。

■ 4月1日以降に運転免許を自主返納する方にバス回数券またはタクシー乗車券1万円分を交付します。また、運転経歴証明書の発行手数料を市が負担します

- 対象者 本市に住民登録があり、交付されている全ての運転免許を4月1日①以降に自主返納する方
- 免許の返納からバス回数券またはタクシー乗車券受け取りまでの流れ

①免許の返納

手続きの窓口
鶴岡警察署交通課 ■受付日時 午前8時30分～午後4時30分 (土曜・日曜日、祝日を除く)

- ◆「申請による運転免許の取消通知書」を受け取ってください
- ◆「運転経歴証明書」が必要な方は同時に申請してください(証明書は後日交付)

②バス回数券またはタクシー乗車券の受け取り

手続きの窓口
本所防災安全課 ■受付日時 午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)

- ◆「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」と穴の開いた運転免許証、印鑑をお持ちください
- ◆庄内交通(株)バス回数券・市営バス回数券・山形県タクシー共通乗車券のうち、いずれか1種類をお選びください(交付は1回限り)

- 問合せ 本所防災安全課 ☎内線163

■ 4月1日から70歳以上の方と運転免許自主返納者のバス定期券購入へ補助します

□70歳以上の方は、高齢者専用定期「ゴールドパス」を通常料金より安く購入できます

- 対象者 本市に住民登録がある70歳以上の方

高齢者専用定期 「ゴールドパス」	1か月券	2,500円 (通常料金1万円)
	3か月券	7,500円 (通常料金2万7,000円)

□運転免許を自主返納した方は、運転免許証返納者割引定期券を通常料金より安く購入できます

- 対象者 本市に住民登録があり、運転免許を自主返納した方で運転経歴証明書をお持ちの方

運転免許証返納者 割引定期券	1か月券	2,500円 (通常料金1万円)
-------------------	------	------------------

□共通

- 定期券が利用できる区間

- ・庄内全域の庄内交通(株)バス路線 (乗降自由)
※高速バス、庄内空港連絡バス、季節運行便の羽黒山頂～月山八合目間は利用できません。
- ・羽黒・櫛引・朝日地域で運行する市営バス路線 (乗降自由)

- 定期券が購入できる場所

エスモールバスターミナルまたは庄内交通(株)温海営業所(4月1日①以降通常料金より安く購入できます)

- 定期券を購入する際に必要なもの

- ・高齢者専用定期「ゴールドパス」…顔写真(縦約2.5cm×横約2.0cm)、住所・年齢を証明できる書類
- ・運転免許証返納者割引定期券…顔写真(縦約2.5cm×横約2.0cm)、運転経歴証明書

- 定期券に関する問合せ

本所地域振興課 ☎内線522または庄内交通(株) ☎22 - 2600へ



本市への移住・定住を支援します

県外からの移住希望者向け「お試し住宅」利用者を募集します

☎本所地域振興課 ☎内線585

県外から本市に移住を希望する方を対象に、民間賃貸物件を活用した「お試し住宅」を提供します。本市に仮住まいしながら、腰を据えて仕事や住まいを探してみませんか。

■対象者と募集数

- ▷対象者…以下の全てに該当する方
- ・県外から本市に移住を希望する成人の方
 - ・移住の理由が転勤、本市在住者との結婚または進学以外の方
 - ・国、県または他市区町村から住宅についての補助金や公的扶助を受けていない方
 - ・本市の税を滞納していない方（Uターン者の場合）
 - ・申込者・同居者が暴力団構成員でない方

▷募集数…5件程度

※基本的に先着順ですが、要件等の審査があります。（市の審査とは別に物件管理会社の審査もあります。）

■お試し住宅の物件種類

賃貸借物件（一戸建て）

※物件は「鶴岡市移住・定住促進サイト 前略 つるおかに住みマス。」に掲載しています。

■募集開始

4月9日☎から

■支援内容

「お試し住宅」契約時・入居中に自己負担した家賃及び仲介手数料、家賃保証保険保証料の一部を、利用期間終了後の申請に基づき補助します（下表参照）

■利用期間

定期借家契約締結日から6か月以内（ただし契約終了は来年2月末までとする）

※家主・不動産業者の同意の下、新たに賃貸借契約または売買契約締結などで、利用期間終了後も引き続き住むことも可能（一部物件不可）。



鶴岡市移住・定住促進サイト
前略 つるおかに住みマス。
<http://tsuruoka-iju.jp/>

（表）家賃区分と家賃・仲介手数料・家賃保証保険保証料補助額

家賃区分	補助項目	家賃補助額	仲介手数料補助額	家賃保証保険保証料補助額
～1万5,000円		0円	家賃以内の仲介手数料の相当額	家賃以内の家賃保証保険保証料の相当額
1万5,001円～4万6,000円		家賃から1万5,000円を差し引いた額	家賃以内の仲介手数料の相当額	家賃以内の家賃保証保険保証料の相当額
4万6,001円～		3万1,000円	4万6,000円以内の仲介手数料の相当額	4万6,000円以内の家賃保証保険保証料の相当額

※敷金と火災保険への加入が別途必要です。

□お試し住宅用物件も募集中!!

移住者向けに提供できる空き家（期限付き賃貸等）も募集しています。空き家の活用をお考えの所有者の方は、ぜひご相談ください。



鶴岡市地域介護予防活動支援事業補助金

介護予防のために運動をする団体を支援します

☎本所長寿介護課 ☎内線531または各地域庁舎市民福祉課へ

住民が主体となって高齢者の生きがいがづくり等のために「通いの場」を設け、運動を主とした介護予防活動をする場合に補助します。

■活動実施期間

来年3月31日◎まで

■対象団体

月2回以上、1回1時間程度の運動を含む介護予防活動を行う65歳以上の市民5人以上の団体

★対象となる運動

スポーツ（競技）ではなく、室内で行う四肢体幹を動かすストレッチや筋力向上運動で、技術の向上や勝敗・競争を目的としないもの

■補助対象経費

講師謝金、会場使用料等（飲食費など、個人に係る経費を除く）

■補助金額

▷参加者数10人以上…年間5万円

▷参加者数5人～9人…年間2万5,000円

■募集期間

4月2日◎～27日◎

■その他

- ・申請書類やチラシは、市HPからダウンロードすることもできます
- ・審査で補助の可否を決定します



コミュニティセンター

田川コミュニティセンターが移転しました

☎本所コミュニティ推進課 ☎内線121

4月1日◎に田川コミュニティセンターが旧田川小の建物に移転しました。企業や田川地区以外の団体が使用する場合の使用料は右の表のとおりです。

■表の時間区分

午前…午前8時30分～正午

午後…正午～午後5時

夜間…午後5時～10時

全日…午前8時30分～午後10時

室名	面積	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
大会議室	92.68㎡	1,700円	1,900円	3,200円	5,700円
中会議室	35.38㎡	700円	800円	1,500円	2,500円
小会議室	24.84㎡	700円	800円	1,500円	2,500円
大研修室	136.43㎡	1,700円	1,900円	3,200円	5,700円
研修室	30.77㎡	700円	800円	1,500円	2,500円
調理実習室	61.86㎡	800円	900円	1,700円	2,700円
大集会室	464.40㎡	1,600円	1,600円	2,300円	4,600円

三月、四月は別れと出会いの季節だ。三月三日に行われた鶴岡市立荘内看護専門学校卒業式。若い世代の決意に、思わず涙があふれた。

卒業生総代として在校生への答辞を務めた安達杏里さんは、大学を卒業した後、違う分野である看護の道に憧れ、再度学ぶことを決断したという。同じような年の頃、私に同じような決断ができたとは思えない。若いのに大したものだと感心してしまった。

安達さんは、入学後も、この道で本当に良かったのか悩む日もあったという。それを支えてくれたのはクラスメイト達だった。未熟だと自覚しながら懸命に努力した実習の過程で直面した患者さんとの命の別れ。それでもその家族からかけられた感謝の言葉。生と死が隣り合わせの看護の尊さ、厳しさを改めて知り、物事への向き合い方が変わっていったことが伝わってきた。

私は、農家に生まれ、大学進学時には「（進学は）農学部しか認めない」と言われ、今になって思えば、その制約が逆に農業、農村、食料問題を真剣に考えるきっかけになった。同じような境遇の友人とは土地に縛り付けられているような気がすると思いを打ち明



鶴岡いきいきまちづくり事業募集

鶴岡いきいきまちづくり事業が変わります

☎本所地域振興課 ☎内線586または各地域庁舎総務企画課へ

■補助対象事業と支援の概要

- 事業…市内の団体（住民自治組織以外）が実施する、自然、歴史、文化などの地域特性を活用した公益的なまちづくり活動
※これまで3回補助を受けている団体でも新規事業に限り対象となります。
- 支援…補助対象経費の3分の2以内（上限20万円。ただし、規模拡大事業については、年1件のみ上限50万円）

★新しく追加する対象事業

- 事業…市内在住の若者が自発的に行う地域についての学びやまちづくり活動
- 支援…補助対象経費の10分の10以内（上限10万円）

■募集期間及び応募方法

必ず事前に相談の上、5月1日☎まで補助金交付要望書（これまでと様式が変わります）を本所地域振興課または各地域庁舎総務企画課へ
※5月中旬の審査で補助の可否を決定します。

「鶴岡いきいきまちづくり研修会」の開催

鶴岡でいきいきと暮らし続けていくために、何が必要か・何ができるかを学び、考える研修会です。

まちづくり活動をする団体やまちづくり活動に興味のある方、「何かしてみたいけれど、何から始めたらいいかわからない」という方など、ぜひご参加ください。

☎4月12日☎午後1時30分

☎総合保健福祉センター（にこ♥ふる）

☎師川北秀人氏（IIHOE〈人と組織と地球のための国際研究所〉代表）

☎4月10日☎まで本所地域振興課へ

☎他鶴岡いきいきまちづくり事業補助金の改正内容の説明あり

櫛引公民館が「鶴岡市櫛引生涯学習センター」に変わりました

☎同センター☎57-5670または櫛引庁舎総務企画課☎57-2111へ

4月1日☎に鶴岡市櫛引公民館の施設名称が「鶴岡市櫛引生涯学習センター」に変わりました。

櫛引地域生涯学習振興会が指定管理者となり、市民の皆さんの生涯学習活動を支援します。

■主な業務内容

- 施設の利用申請受け付け
- 生涯学習講座の開催
- くしびき文化祭をはじめとする芸術文化活動の機会提供
- 地域活性化につながる生涯学習事業の企画・運営 等



け合ったこともある。三月からは就職活動も本格化しているが、私は、本当に自分は何をやりたいのか、それが見つかれば人生の就職活動は終わりだと、後輩たちと話すたびに伝えてきた。

人は何度でもその生き方を変えられる。だから、自分に求められていることは何か、そのことに向き合っていくば道は拓かれる。若い皆さんの門出に心からエールを送りたい。

二月十八日に、ファイナルと銘打たれた市民参加型のミュージカル・蜂子の皇子物語にも心打たれた。市民のミュージカルと侮るなかれ、羽黒高校文化部の発表会も兼ねた公演は、荘銀タクト鶴岡のオーケストラピットで同校吹奏楽部が生演奏し、プロも融合した迫真の演技と胸に迫るストーリー、歌声。鳴りやまないカーテンコールに、責任を果たした、あるいは最後の公演であることへの涙であろうか、演じ切ったキャストの姿が感動を大きくした。ファイナルにするには実に惜しい、と誰もが感じたはずだった。羽黒山になぜ皇子の墓が、なぜ異形のお姿を、多くの市民にも考えてほしい歴史ロマンの大作がいつかまた上演されることを期待したい。

昭和五十八年に統計を取り始めて以来の豪雪となったこの冬。例年以上に待ち遠しかった春がやってくる。一斉に草木が芽吹くように、新たな出会い、より多くの感動がありますように。

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

☎介護保険料……………本所長寿介護課☎内線187または各地域庁舎市民福祉課へ
国民健康保険税……………本所課税課☎内線205
後期高齢者医療保険料…本所国保年金課☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

— 4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります —

次に該当する方は、4月に平成30年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、平成29年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

※現在、既に年金から差し引かれている方は…

仮徴収額決定の通知書は送付しませんが、引き続き、仮徴収として、原則2月に差し引かれた額と同額を4月・6月・8月に支給される年金から差し引きます。

■ 4月に新たに仮徴収が始まる方

《介護保険料》

65歳以上の方

昭和27年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象となった方
→4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

《国民健康保険税》

65歳以上75歳未満の方

世帯主が昭和27年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象世帯となった方
→2月中旬に仮徴収額決定通知書をお送りしています

《後期高齢者医療保険料》

原則75歳以上の方

平成29年6月1日～10月2日に後期高齢者医療制度に加入し、新たに年金からの差引きの対象となった方
→4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

■ 年金からの差引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方に該当する方	①～⑤の全てに該当する方	①～③の全てに該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらかと、介護保険料を足した額が、差引きの対象となる年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である			

■ 年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税 (生年月日)	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引きが始まる時期
昭和27年4月3日～10月2日生まれ	平成29年6月1日～10月2日	平成30年4月
昭和27年10月3日～12月2日生まれ	平成29年10月3日～12月2日	// 6月
昭和27年12月3日～昭和28年2月2日生まれ	平成29年12月3日～平成30年2月2日	// 8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせく

ださい。介護保険料は、年金からの差引きになった場合、ほかの支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

ごみの出し方・資源回収にご協力ください

☎ 廃棄物対策課 ☎ 内線677または各地域庁舎市民福祉課へ

■連休期間中のごみ収集

5月3日(木)・4日(金)…収集しません

○ごみは決められたごみステーションに

ごみステーションは各町内会で費用を負担し、設置・管理しています。ごみは自分の町内会の決められたごみステーションに、指定された時間までに出してください。ほかの町内には出せません。

○資源回収運動に参加しましょう

市では、資源回収を実施する子供会、町内会などの団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付し、支援しています。

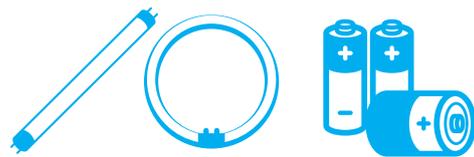
回収品目の「古紙類」には、新聞、雑誌、ダンボールなどのほか、「雑がみ」として、ティッシュペーパー・お菓子などの箱、トイレトペーパー・ラップの芯などが含まれます。ごみの減量と貴重な資源のリサイクルにご協力をお願いします。

○蛍光灯・乾電池の出し方に注意！

蛍光灯と乾電池は、月1回の指定日に収集します。それぞれ次のことに注意してごみステーションに出しましょう。

蛍光灯…微量の水銀が含まれているため、蛍光灯を購入した際のケースなどに入れて、割れないようにしてください
(ケースがない場合や割れてしまった場合は、新聞紙等に包んでください)

乾電池…必ず透明で中身が見える袋に入れてください



健康



平成30年度の特定健診・特定保健指導が始まります

▼特定健診 来年3月末までに40歳以上になる市国民健康保険(市国保)及び後期高齢者医療保険の加入者へ受診券を送付しています。ただし、かかりつけ医で受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。受診の際は受診券と保険証が必要で、別途質問票や人間ドック受診券が送付されている方は併せてお持ちください。かかりつけ医で受診する場合は期間は6月～9月です。5月1日以降に市国保に加入する方で、特定健診を希望する場合はお問い合わせください

▼特定保健指導 市国保加入者で、特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または本市から特定保健指導の案内を送付します。保健師や管理栄養士が専門的に適切なアドバイスを行います。自己負担はありません

▼共通 健康課(にこふる) ☎ 内線366、本所国保年金課 ☎ 内線173または各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種に助成します

対このワクチンを接種したことがなく、4月2日(日)～来年4月1日(日)に65歳、

70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方(60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方(身体障害者手帳1級)も対象) ■助成額 4,000円

☎ 健康課 ☎ 内線373または各地域庁舎市民福祉課へ 他対象者には受診券を送付します。生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり(要事前申請)

平日は忙しくて時間が取れない方等に 日曜日がん検診

☎ ①7月1日(日)、②9月2日(日) 午前7時30分～9時 場内地区健康管理センター ☎ 本市に住民登録がある40歳以上の方で職場のがん検診がない方が日先着30人 内胃がん・大腸がん・肺がん検診(原則全て受診) 費1,700円 申①5月21日(日)まで、②7月23日(日)まで、健康課 ☎ 内線366または各地域庁舎市民福祉課へ 他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり(要事前申請)

将来の胃がん予防のために 中学生胃がん予防事業

胃がんの原因の一つであるヘリコバクター・ピロリが体に入り込んで間もない中学生の時期に、学校健診尿を活用したピロリ抗体検査を実施し、早期

発見・治療につなげます。詳しくは学校を通じてお知らせしています。

【本市に住民登録がある中学2年生
健康課 ☎ 内線 368

健康手帳はインターネットでダウンロードしてください

健康診断結果等の記録用に、これまで冊子で配布していた健康手帳は、なくなり次第配布を終了します。

必要な方は厚生労働省HP「健康寿命をのばそう！スマート・ライフ・プロジェクト」からダウンロードしてお使いください。

健康課 ☎ 内線 369 他市HP

福祉



がん患者医療用ウィッグ購入費の一部を助成します

【市内在住で次の全てに該当する方
①がんと診断され、がんの治療を受けている ②がんの治療に伴う脱毛によって、就労や社会参加等に支障がある、または支障が出るおそれがあるため、医療用ウィッグの装着が必要である
③他の法令等に基づく助成を受けていない ④平成29年4月1日以降に購入したもので過去に本事業の助成を受けていない】
■助成額 購入費の2分の1（上限2万円。助成回数は1人につきウィッグ1個、1回限り）
■持がんの治療を受けていることの証明書類

（お薬手帳、診療明細書等）、医療用ウィッグ購入時の領収書、医療保険証または運転免許証の写し、印鑑、振込先通帳の写し
【申請書を健康課 ☎ 内線 376へ 他代理
申請の場合は委任状及び代理人の本人確認が必要。市HP



日常生活用具を給付します

▼火災警報機・自動消火器 【65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難なひとり暮らしの方等（要介護2以上または認知症自立度Ⅱa以上）
▼電磁調理器 【65歳以上で市民税非課税の、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方等（介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリスト該当者、要支援2以上）

▼共通 【持印鑑 各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎ 内線 532 または各地域庁舎市民福祉課へ
▼リフト付タクシーを利用する方へ助成券を交付します

リフト付タクシーを利用する方へ助成券を交付します

【市内在住の、65歳以上で市民税非課税の方または40歳～64歳で要介護認定を受けている市民税非課税の方で、通院等の際に車椅子やストレッチャー専用タクシーの利用が不可欠な方
【内医療機関への通院や入退院のため、リフト

ト付タクシーを利用する場合に、1枚当たり3000円のサービス券を月8枚年間96枚を限度に交付
【持印鑑 各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎ 内線 532 または各地域庁舎市民福祉課へ

認知症高齢者等見守りサービス事業

在宅で介護している家族が外出するときや介護疲れで休息したいとき等に、見守り支援員が訪問し、認知症高齢者等の見守りや話し相手等をします。

【市内在住の認知症高齢者等（65歳以上の方または40歳～64歳の要介護認定を受けている方）で日常生活自立度がⅡa以上の方 【時1か月当たり80時間まで 費1時間200円（生活保護世帯は無料。利用料は利用時間帯によって割増しになります）
【申各地域包括支援センター・居宅介護支援センター、本所長寿介護課 ☎ 内線 193 または各地域庁舎市民福祉課へ 他事前に担当のケアマネジャーにご相談ください

はり・きゅう・マッサージ等施術費の一部助成

【70歳以上の方 内市と協定している、はり・きゅう・マッサージ師等から受けた施術1回につき1,000円の助成券を交付（年6枚、10月以降の申請については年3枚）
【持年齢を証明できるもの（保険証・免許証等）、印鑑
【申本所長寿介護課 ☎ 内線 532 または

各地域庁舎市民福祉課へ 他鶴岡地域では各地区コミュニティセンターでも受け付けます（学区コミュニティセンターを除く）

障害者手帳の交付

障害の内容、程度に応じて各手帳が交付されます。交付申請を受け付けていますのでご相談ください。

▼身体障害者手帳 【手・足・目・耳・言語・そしゃく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・免疫等の身体機能に障害がある方
▼療育手帳 【発達期に知的機能の障害がみられ、日常生活に制限のある方
▼精神障害者保健福祉手帳 【精神の疾患があり、日常生活に制限のある方

▼共通 【本所福祉課 ☎ 内線 136 または各地域庁舎市民福祉課へ 他既に手帳をお持ちの方で、手帳に記載されている住所と現住所が異なる方は「居住地変更届」が必要です。手帳と印鑑、マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちの上、届出してください

民生委員児童委員が委嘱されました

困りごとなど気軽にご相談ください。次の方が委嘱されました。（敬称略）
▽第10民生区（栄地区）：小南恵子（本田・小京田・野中・馬場添）
▽藤島地区（藤島地域）：成澤一男（古郡・



税・年金



確定申告や市・県民税申告がお済みでない方へ

申告が済んでいないと、所得・課税証明書を発行できない場合があります。確定申告が必要な方は税務署へ、市・県民税申告が必要な方は本所課税課へ速やかに申告書を提出してください。
●確定申告：鶴岡税務署 ☎22・140
1 市・県民税申告：本所課税課 ☎内線201

固定資産税の縦覧制度・閲覧制度

▼縦覧制度 固定資産税の納税者は、自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を見ることができ **対** 納税者、納税者の代理人、納税者と同一世帯の家族
▼閲覧制度 納税義務者は、固定資産課税台帳（名寄帳）を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認できます。借地人・借家人も借用物件について確認できます **対** 納税義務者、納税義務者と同一世帯の家族、納税代理人、借地人・借家人、これらの代理人等

▼共通 日4月2日①～5月31日②
●場本所課税課または各地域庁舎市民福祉課 **費**無料（課税台帳の写しの交付は有料） **対** 免許証等本人確認書類（代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要） 園本所課税課 ☎内線207

国民年金からのお知らせ

▼平成30年度の国民年金保険料が変更されました 4月分以降の保険料は月額1万6、340円です（年間保険料は19万6、080円）
▼保険料の前納制度について 保険料1年分を一括で5月1日③までに納付すると割引されます。納付書で納付する場合の納付額は19万2、600円（3、480円割引）、口座振替で納付する場合の納付額は19万1、970円（4、110円割引）です（6か月分の前納もできます）
▼当月口座振替（早割制度）もお得です その月の保険料をその月の末日に口座振替で納付すると、月額50円割引され、保険料は1万6、290円になります。なお、前納・早割制度を利用した方が、会社等に勤めた場合や、死亡した場合等、国民年金の被保険者の資格を喪失したときは、資格を喪失した月以降の保険料が還付されます **対** 鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国民年金課 ☎内線113 または各地域庁舎市民福祉課へ

生活



浄化槽を設置・交換する方へ

▼合併浄化槽を設置する方への補助 今年度、鶴岡地域、羽黒地域の対象区域において、合併浄化槽（5人槽～10人槽）を設置する方に補助金を交付します。その他の地域の対象区域については、市が設置します
▼合併浄化槽に交換する方への補助 対象区域において、単独浄化槽・汲み取り便槽を合併浄化槽に交換（新築・建替えは対象外）する方に、山形県浄化槽整備促進事業に基づく補助金を交付します

▼排水設備工事を行う方への補助 対象区域において、合併浄化槽を設置するために、排水設備工事（既設の汲み取り便所の改造または既設の単独浄化槽の廃止を伴うものに限る）を行う方に補助金の交付または融資あつせん及び利子補給金の交付を行います

▼共通 対象区域 公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水処理計画区域を除く区域 **申**上下水道部下水道課 ☎25・5860 **他**いづれも予算の上限に達し次第終了します

下水道用自己メーターの管理について

メーターは計量法によって有効期限

（8年間）が定められています。自己メーターを設置の方は、期限が切れる前に、交換や撤去など適切な管理をお願いします。既に期限が切れている場合は、不具合で正確な検針ができない場合もありますので、早急にご対応ください（交換などに係る費用は自己負担）。また、違法な接続は処罰される場合がありますのでご注意ください。
●上下水道部下水道課 ☎25・5860

井戸水などを使用している下水道使用者の方へ

井戸水や湧水をお使いの場合は原則としてメーターを設置していただきますが、設置が難しい場合は次のように認定します。
▽井戸水や湧水のみを使用している家庭の場合：1人当たり1か月6㎡とし、世帯人数を乗じて使用水量を認定
▽下水道と井戸水等を併用している家庭の場合：下水道の使用水量に、1人当たり1か月3㎡を世帯人数分加えて認定

世帯人数に変更があつた場合は届出が必要ですので速やかに提出してください。 **申**上下水道部下水道課 ☎25・5860

狂犬病予防注射は毎年春（4月～6月）に受けましょう

飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。
▼4月・5月に全地域で集合注射会場

を設けます（注射料金3、200円）登録済みの方には3月末に案内ハガキを送付しています。日時・会場等は案内ハガキ・市HPでご確認ください（都合に合わせてどの日時・会場でも注射を受けることができます）

▼犬を飼う場合は市への登録が必要で（新規登録料金3、000円）注射会場でも新規登録や登録事項の変更手続きができます。他市区町村から転入した方は、前登録地での鑑札をお持ちください（なくした方は別途1、600円が必要）

▼狂犬病予防注射・新規登録は動物病院でも行えます 案内ハガキが必要（料金は各動物病院にご確認ください）
▼共通 健康課☎内線362または各地域庁舎市民福祉課へ 他犬をリード等をつなぎ、ふん尿の後始末ができるよう準備してお越しくください

町内会に加入しましょう

町内会（自治会・住民会等）は、同じ地域に住む人たちが助け合い、安全・安心で明るく住みよい地域をつくるための組織で、住民同士の親睦・交流活動、ごみステーションの設置や清掃、防犯灯の新設や電気料の負担、防犯パトロールや防災訓練及び広報の配付等も行っています。

加入手続き等については、お住まいの町内会等へお問い合わせください。また、連絡先などが不明な場合は、本

所コミュニティ推進課☎内線168または各地域庁舎総務企画課へお問い合わせください。

住居表示実施地区で建物を新築・改築した方は届出を

住居表示実施地区 青柳町、泉町、伊勢原町、稲生一丁目・二丁目、海老島町、大塚町、大西町、大山一丁目・三丁目、家中新町、上畑町、切添町、小真木原町、桜新町、三光町、山王町、城南町、城北町、昭和町、新海町、神明町、末広町、砂田町、千石町、大東町、大部町、大宝寺町、宝田一丁目・三丁目、宝町、長者町、朝陽町、茅原町、道形町、友江町、鳥居町、苗津町、新形町、錦町、西新斎町、のぞみ町、馬場町、東新斎町、東原町、日出一丁目・二丁目、日吉町、日和田町、双葉町、文園町、平成町、ほなみ町、本町一丁目・三丁目、美咲町、道田町、みどり町、美原町、三和町、睦町、湯野浜一丁目・二丁目、由良一丁目・三丁目、陽光町、余慶町、淀川町、若葉町

申新築等届出書に案内図2部、配置図1部、平面図1部を添付して本所市民課☎内線158へ 他市HP

その他



農商工観連携・6次産業化相談窓口等をご利用ください

市では、市内農林漁業者・商工業者

等で農商工観連携及び6次産業化に取り組む意欲ある方々の相談に応じサポートするため、「食文化創造都市・鶴岡 農商工観連携・6次産業化相談窓口」を本所農政課・商工課、各地域庁舎産業建設課に設置しています。気軽にご相談ください。

☎本所農政課内つるか農商工観連携総合推進協議会☎内線570、本所商工課☎591または各地域庁舎産業建設課へ 他6次産業化関連施策等の情報をまとめたガイドブックは市HP

農産物等の加工に取り組んでみませんか

☎市内在住の農林漁業者または3戸以上の農林漁業者を含む団体が行う、農林水産物の加工・販売など6次産業化に新たに挑戦する事業、グリーン・ツーリズムに関する事業 ■補助金額 事業費の3分の2以内（上限は個人20万円、団体30万円） 申4月27日☎まで本所農政課☎内線589または各地域庁舎産業建設課へ 他市HP

農産物等の販路拡大に取り組んでみませんか

☎半数以上を市内在住の生産者で構成する団体、農協、直売組織、農業生産法人などが行う、首都圏等の県外で開催される物産展・商談会への出展、販路拡大を目指す販売促進活動 ■補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限は国内10万円、海外25万円） 申

4月27日☎まで本所農政課☎内線589または各地域庁舎産業建設課へ 他市HP

JGAP指導員資格研修会（全2回）

農業生産工程管理（GAP）の指導員資格を取得できる研修会を開催します。GAPに取り組むためのノウハウを学ぶことができます。

☎6月4日☎・5日☎午前9時〜午後5時30分（両日参加必須） 場☎に☎ふる 定先着36人 費4万8、600円 申5月7日☎まで本所農政課☎内線589へ 他資格取得を条件に参加費助成あり。市HP

つるおか・アグリメール 配信のご案内

農業者向けの補助金、セミナー等の各種案内をメールでお届けします。



■配信日 不定期 ■配信者 本所農政課 ■登録方法 件名に「メール配信希望」、本文に氏名、住所、連絡先を明記し同課に電子メールまたはFAX25・8763を送信 ☎本所農政課☎内線589 他メールアドレスは市HP

農作業中の事故に注意しましょう

毎年、農作業中の事故が起きています。次のことに留意し、安全な作業を心掛けましょう。また、万が一に備え、

労災保険や任意保険に加入しましょう。
▽作業前に安全確認、環境整備を
▽作業に適した服装で
▽点検整備はエンジン車を止めて
▽計画的な作業で、
適度な休憩を
■本所農政課☎内線556または各地域庁舎産業建設課へ

春の山菜採りシーズンを迎えます 山菜採りの事故に注意!!

出掛ける前に次のことを確認し、遭難事故に遭わないよう注意しましょう。
▽1人で出掛けない
▽行き先や帰る時間を家族に知らせて出発する
▽携帯電話等の通信手段を確保する
▽道に迷ったらむやみに動き回らない
▽早く出掛けて早く帰る

また、ダニを媒介とする感染症ウイルスへの対策として、山に入る際は長袖を着用するなど肌を露出しない服装を心掛けてみましょう。
■本所防災安全課☎内線199

「小さな火 大きな森を破壊する」 山火事注意！ 多発時期です

山火事の原因の多くは、たき火・たばこ・火入れの不始末です。行楽や山菜採りで山林に入るときは、火の取扱いに十分注意し、山火事による森林の焼失を防ぎましょう。また、山林近くの原野や畦畔への火入れは許可が必要です。実施予定日の7日前までに申請してください。

■本所農山漁村振興課☎内線597または各地域庁舎産業建設課へ

「火の用心」ことを形に「習慣に」 春の火災予防運動を実施します

4月9日⑧～22日⑩の2週間、「住宅防火対策の推進」等を重点目標に掲げ「春の火災予防運動」を実施します。空気が乾燥する春先、たき火、たばこなどが原因の火災が多発しています。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。また、期間中に、荘内銀行本店で、銀行職員・消防隊員・関係団体の連携による火災総合訓練を行います。

■消防本部予防課☎22-8332
市HP

春の交通安全県民運動が 実施されます

4月6日⑨～15日⑩の10日間、「子どもと高齢者の交通事故防止」等を重点として、「春の交通安全県民運動」が実施されます。

春は歩行者や自転車利用者の行動が活発になり、自動車の交通量も増加します。「よく見て 確認 ゆとり行動」を心掛け、特に子供や高齢者に対して思いやりのある運転で交通事故防止に努めましょう。

■本所防災安全課☎内線163

毎年4月2日は世界自閉症啓発デー 4月2日～8日は発達障害啓発週間

毎年4月2日は自閉症啓発のため、

癒やし・希望・穏やかを表す「青」をシンボルカラーとして、世界各地でイベントやライトアップが行われます。また、日本では2日～8日を自閉症をはじめとする発達障害を知るための発達障害啓発週間としています。

発達障害への理解を深め、互いに個性を尊重し、支え合える、誰もが暮らしやすい社会を目指しましょう。
■本所福祉課☎内線130

「緑の募金」にご協力を お願いします

5月4日⑫の祝日「みどりの日」は、国民が自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し豊かな心を育む日です。4月15日⑩～5月14日⑪は「みどりの月間」として、全国で「緑の募金」活動が実施されます。この募金は、森づくりや街の緑づくり、学校の緑化活動等に有効に活用されます。市民の皆さんのご協力をお願いします。また、緑化事業を行う団体への交付金制度による助成を予定しています。



■本所農山漁村振興課☎内線597または各地域庁舎産業建設課へ

野焼きは法律で 禁止されています

例年春先に野焼きによる火災が多発しています。野焼きとは、廃棄物等を

屋外で燃やす行為で、大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障を来します。

また、違法に焼却すると懲役または罰金が科せられます。ドラム缶やブロツク囲いでの焼却、基準に合わない焼却炉の使用も禁止されています。

■野焼きに関する相談：本所環境課☎内線718 火災の場合：☎119

ヒナを拾わないでください

春から夏にかけて、巣立ちして間もない幼鳥を見掛けることがあります。親鳥が近くにいるため、救護をしないでそのまま見守ってください。巣から落ちたヒナも同様です。

■本所農山漁村振興課☎内線597または各地域庁舎産業建設課へ

紙おむつ等購入費助成事業で紙おむつを配達する事業所を募集します

■募集要件

▽鶴岡市競争入札参加資格を有し所在区分が市内または準市内であること
▽紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること（紙おむつと尿とりパッドの取扱いは必須）
▽市内一円に配達可能であること

■業務開始 9月

配達分から 申5

月11日⑤まで本所

長寿介護課☎内線532へ

